

子吉川水系鳥海ダム建設事業に係る環境影響評価方法書に関する意見書

- ① 嶋津暉之 埼玉県三郷市早稲田 3-20-4-305
- ② 子吉川水系鳥海ダム建設事業に係る環境影響評価方法書
- ③ 意見

「鳥海ダム建設事業に係る方法書等の概要」の「環境影響評価方法書の手続きとその位置づけ」を見ると、「配慮書の作成」は、「環境影響評価法第53条の経過措置の規定により、方法書の作成からの手続き開始」となるとして省略されている。

しかし、環境影響評価の手順において最も重要なプロセスの一つである「配慮書の作成」が省略されることはあってはならないことである。

以下、このことについて意見を述べる。

環境影響評価法が平成23年4月に改正されて（25年4月から施行）、事業計画の内容が固まる前の早い段階（位置や規模等の検討段階）において、環境への影響が少ない事業となるよう検討を行い、その結果を「配慮書」として作成し、公表することが義務づけられた。

「配慮書」は正しくは「計画段階配慮書」と表現すべきものであり、ダム事業についても、事業計画の位置や規模等がきまる検討段階において、環境への影響が少ない事業となるように検討を行い、更には環境の面から代替案との比較検討も行い、その結果をまとめることが義務付けられた。

「計画段階配慮」は戦略的な環境アセスメントというもので、事業計画が固まった段階で行う従来の環境アセスメント（いわゆる事業アセス）より早い時期に、事業実施段階に至るまでの意思形成過程の段階（戦略的な段階）で行う環境アセスメントであり、欧米では以前から導入されているものである。日本では遅ればせながら、4年前に環境影響評価法が改正され、2年前から施行されることになった。

平たく言えば、戦略的環境アセスメントとはその事業を行うと決める前の段階で、本当にその事業を行ってもよいのか、行うとしてもできるだけ環境破壊をしない方法はないのかを考えるものであり、ダム事業の環境影響評価では避けては通れないプロセスである。

ところが、このきわめて重要な戦略的環境アセスメント、「計画段階配慮」の環境アセスが鳥海ダム事業の環境アセスでは省略されてしまっているのである。

その理由を調べてみると、鳥海ダムに関しては9年前の平成18年3月31日に策定された子吉川水系河川整備計画を「計画段階配慮書」としてみなすことが認められているので、戦略的な環境アセスメントを省略できるというのである。

しかし、子吉川水系河川整備計画で鳥海ダムについて行ったことは、子吉川水系の治水対策として鳥海ダムが必要であるという位置付けをただけであって、環境のサイドからは鳥海ダムの妥当性については何も検討していない。なお、子吉川水系の治水対策として鳥海ダムが本当に必要なのかについても疑わしいが、ここではこの治水問題については触れないことにする。

このように環境の問題を視野の外に置いた子吉川水系河川整備計画が「計画段階配慮書」の代わりになるはずがない。

さらに調べてみると、国土交通省の告示（平成25年度告示第342号）が出ていて、この告示の一で、「河川整備計画で定める目標を達成するための代替案との比較等を含む書類」が「配慮書」に該当し、告示の二で、河川整備計画が主務大臣が（環境大臣の意見を受けて）「配慮書」について環境の保全の見地から意見を述べたものに該当するとしているのである。

しかし、これは無理矢理つなげた話であり、実態とかけ離れている。河川整備計画の策定の過程で、環境保全のために配慮すべき事項についてまともに検討を行うことはなく、また、環境保全の見地から代替案との比較検討を行ったこともない。

環境保全の見地から鳥海ダム事業の是非を検討をしたこともなく、代替案との比較検討を行ったこともない小吉川水系河川整備計画を、鳥海ダムの「計画段階配慮書」とみなすのはあまりにも無理がある。

よって、戦略的環境アセスメントを導入した環境影響評価法改正の原点に立ち返って、今回の「方法書」を撤回し、鳥海ダム事業について「計画段階配慮」の環境アセスを行うこと、すなわち、環境の観点から本当に鳥海ダム事業を行ってもよいのかの環境アセスと行うことを強く求める。

以上